

# サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 公募申請書作成の際のQ&A

令和2年6月29日公表

No.	質問	回答	備考
<b>【申請書・添付書類について】</b>			
1-1	補助事業の開始予定日は、申請日を書いて良いのか。	本事業に関する建物・設備等の取得に係る発注を行う予定の日を記載してください。事前着手の申請を行わない場合は、交付決定後に事業実施（建物・設備等の取得に係る発注行為）を行っていただくことになります。	
1-2	補助事業完了時とはいつ時点か。	補助対象施設の整備が完了し、支払いが完了した時点です。原則として、公募要領（様式第1）3. 補助事業の開始及び完了予定日の完了予定日と、（ホ）操業開始（予定）日は同じ日を記入してください。	
1-3	事前に地方局に必ず相談しなければならないのか。	補助事業を円滑に進めるため、地方経済産業局にご相談されることをお奨めします。	
1-4	見積書等の添付は必要か。	補助金交付申請額にはある程度の妥当性が必要であることから、交付申請額の積算根拠として、見積書の徴取を可能な限り行ってください。見積書等を添付する場合は、「【様式第2（イ）添付書類】経費算出根拠」として、公募要領の提出書類等チェックシートの②添付書類内に綴じてください。	
1-5	提出書類の送付は、郵送に限るのか。	FAX及び電子メール、持込による提出は受け付けません。締切日時を確認していただき、配達記録が確認できる方法（例：簡易書留、宅配便等）にてお送りください。事業を早期に実施したい方は、令和2年6月5日正午必着で応募申請書をご提出いただければ、先行審査の対象となります。	
1-6	添付書類のページ番号はどのように振るのか、絶対に通し番号でないとダメなのか。	ページ番号は、事務局と応募者間で内容確認を円滑に行うために付与をお願いするものです。原則として、全ての書類の下部中央に通し番号でページを付与してください。ただし、パンフレットや定款のまとまった書類で、すでにページ番号が付与されている書類については枝番にしていたとしても問題はありません。各書類は、公募要領の提出書類チェックシートの順に必ず揃えてください。書類毎に、1-1、1-2・・・、2-1、2-2・・・などの振り方でも問題ありません。	
1-7	公募要領（様式第2）1. 補助事業の実施計画（1）補助事業の目的及び内容（ハ）事業実施部分の敷地・建物の所有関係には、どのようなことを記入すればよいか。	補助事業を行う敷地、建物が、本事業実施により自社所有になるかどうか、敷地や中古建物を購入する場合はどこから購入するか等、ご記入ください。所有関係が複雑な場合等は詳細に説明してください。	
1-8	公募要領（様式第2）2. 補助事業の収支予算の欄について、共同申請の場合、どのように書けばよいか。	（1）収入、（2）支出ともに、事業者A、事業者Bそれぞれで表を作り、記載してください。また、合計値が、（様式第1）7. 補助事業に要する経費、補助事業対象経費及び補助金の配分額と必ず一致するようにご注意ください。	
1-9	公募要領（様式第2）2. 補助事業の収支予算（1）収入の「起債又は借入金」（※）に「資金計画（資金調達先、返済計画等）」について分ける資料を添付することとあるがどのような資料を添付すればよいか。	資金計画として、どこからいくら資金調達するのか、返済計画の詳細が分かるように資料を作成し、添付ください。その資料は、公募要領の提出書類等チェックシートの③様式第2の補足書類内に綴じてください。	
1-10	提出書類等チェックシートの③様式第2の補足書類「出資者及び役員の一覧が記載されている書類」とあるが、具体的にどのような書類を提出すればよいか。	株主総会での決議書類や、御社の役員を記載した書類等を作成し、現時点での役員が証明できるものを添付してください。	
1-11	添付書類の定款や登記簿謄本等は原本でないといけないのか。	コピーでも結構です。なお登記簿謄本の取得にあっては、オンラインによる交付請求も可能ですのでご利用ください。	
1-12	書類は全てA4サイズでなければならないのか。	なるべくA4サイズで作成していただきたいのですが、図面等、A3の方が見やすい場合で、折畳んでA4に収まるようにすることが可能な場合に限り、A3での提出も可能です。	
1-13	補助金公募のHPからダウンロードした申請書類の注意書きは消してしまってもよいのか。	注意書きは消して作成してください。	
1-14	申請書の中に設計図の添付とあるが、どの程度の設計図を用意したらよいか。	建築物のおおよその大きさ・あらかたの外観がわかる図面のみで結構です。配置図、平面図、立面図があれば十分です。	
1-15	区画整備中の土地で、申請書の提出期限までに地番等が確定しない場合、補助事業の目的及び内容（ロ）投資予定の工場等の概要の「工場等の所在地」はどのように記載すればよいか。	工場所在地の欄には、まとめて「～地区内第～区」等記載頂き、詳細は見取り図等別紙に記載ください。	
1-16	公募要領（様式第2）3. 実施体制図は、工場操業後の体制図を作成すればよいか。	実施体制図は補助事業がきちんと執行できる体制が整っているかどうかを判断するための資料です。操業後の体制図ではなく、補助事業の実施体制図を作成してください。	
1-17	電子媒体（CDまたはDVD）の提出は1枚でよいのか。	1枚で結構です。	
<b>【事前着手申請について】</b>			
2-1	事前着手の承認申請は応募申請書類と同時に申請するのか。	応募申請書類とともに、事前着手の承認のための申請書を別添様式により作成の上、事務局に郵送にて提出してください。また、事前着手の承認のための申請書の提出を予定している場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。	
2-2	事前着手の承認申請が共同申請の場合、申請者欄も連名にする必要があるか。	応募申請書類と同様、連名で記入してください。	
2-3	事前着手承認希望日は応募前や事前着手の承認日前でも良いか。	問題ありません。ただし、事前着手承認が認められない場合があることはご承知おきください。事前着手承認が認められない場合においては、交付決定日より前に発注した経費が補助対象外になる点にご注意ください。	
2-4	事前着手承認希望日は、単純に希望日で良いか。	補助事業の工程上、事前着手が必要な条件を満たす範囲内で適切に設定してください。工程上問題ない範囲で事前着手の承認希望日を修正頂くこともあります。なお、必ず令和2年4月7日以降の日付としてください。	

# サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 公募申請書作成の際のQ&A

令和2年6月29日公表

No.	質問	回答	備考
2-5	事前着手承認は、いつ頃になるのか。	事前着手の承認手続きは、応募申請書類受領後に速やかに実施します。経済産業大臣が承認することが前提となりますので、応募申請書類提出から2週間程度を予定しています。	
2-6	事前着手申請の有無は採択に影響するのか。	事前着手申請を行う、行わないは採択には影響しません。事前着手申請の承認はあくまでも事前着手の必要性の観点のみで判断を行います。	
2-7	事前着手申請の承認は誰が行うのか。	事務局が内容を確認し、経済産業省に事前着手を承認して問題ないか協議を行います。経済産業省で事前着手申請に問題がないことを承認したことを以て、事務局が事業者に事前着手の承認通知を発行します。	
2-8	一旦、通常の条件で応募した後で、事前着手申請に変更できるか。	締め切り前であれば、最初の応募を取り下げた上で、事前着手申請として再度応募することは可能です。ただし、応募の締め切り日を過ぎて事前着手申請に変更することはできません。また、採択後(交付申請時)に事前着手を追加申請することもできません。	
<b>【交付要件について】</b>			
3-1	生産拠点の集中度が高い製品・部素材について、限定はありますか。	限定はしていません。ただし、第三者委員会において審査基準に従って厳正に審査させていただきます。	
3-2	生産拠点の集中度が高い製品・部素材について、何割以上が応募対象というような基準はあるのか。	製品・部素材により様々のため一律の基準は設けていません。ただし、第三者委員会では加点項目を含めて総合的に審査を実施するため、具体的かつ詳細な説明をしていただくことを求めます。	
3-3	現状、海外生産割合あるいは生産の一国集中度が高くないが、今後高くなることが想定されている場合は要件に該当するか。	海外生産割合あるいは生産の一国集中度が高くなることについて、蓋然性が高いことの説明ができれば認められる場合があります。	
3-4	「一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なもの」とは具体的に何か。	マスク、速乾式擦手手指消毒薬、消毒用エタノール、うがい薬、検査試薬、消耗品器材、ゴーグル、フェイスシールド、長袖ガウン、手袋、医療機器等、医薬品等、人工呼吸器、体外式膜型人工肺(それらの回路、周辺機器及び構成部品等を含む)、防護服、ゴム手袋、体温計、アビガン、ティッシュペーパー、トイレトペーパー等。	
3-5	「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」の部素材の生産であっても補助要件に合致しますか。	部素材の生産が「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」を生産するために必要であると説明できれば、補助事業として認められます。	
3-6	「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」の生産拠点で、それ以外の製品を製造しても構いませんか。	それ以外の製品の製造自体は構いませんが、それ以外の製品の製造のための建物・設備は原則補助対象外となります。	
3-7	設備導入はなく、建物の増床のみだが認められるのか。	補助対象施設が工場の場合には、設備を導入していただくことを必須要件としています。	
3-8	補助対象施設の工場について、製造業又は情報通信業となっていますが、この情報通信業とはどのようなものが該当しますか。	情報通信業については、一義的には、要件などを踏まえれば、アニメーション制作業を想定しています。	
3-9	「当該補助事業に係る投資計画について、令和2年4月7日より前に対外発表した事業でないこと」とは、どのような対外公表を意味するのか。	「補助事業の内容に該当する事業」を行うことを令和2年4月7日より前に、プレスリリースするなど、対外的に公表した場合や、マスコミ等が報道した場合が該当します。	
3-10	最低投資金額はあるのか。	本事業に最低投資金額はありません。	
3-11	雇用要件はあるのか。	本事業に雇用要件はありません。	
<b>【補助対象事業Aでの応募について】</b>			
4-1	どれか一つでも先端性のある設備を導入すれば補助要件を満たしますか。	補助対象となる設備については先端性が求められますが、その設備と一体不可分な附帯設備についてはその限りではありません。	
4-2	(別添2)既存の設備との互換性の確保や梱包装置などコストを重視したい設備など、必ずしも設備単体では先端性を説明できないものは補助対象にできませんか。	補助対象とするには、それぞれの設備において特注品又は製造機器メーカーの最新カタログに掲載されている(もしくはこれに相当する)ことが求められます。	
4-3	(別添4)の海外生産割合の記入に当たり、生産拠点の集中度について、国又は業界単位で集中度が高いことと、事業者単位で調達集中度が高いことのどちらの指標が重要でしょうか。	基本的には国または業界単位に統計指標上で集中度が高いことを示してください。これが難しい場合は、個社単位での集中度を示してください。両方の観点で集中度が高い場合は、両方とも示してください。定性的な説明は、これらを補う形で記載ください(1、2の指標の記載がない場合は3の定性説明は必須です)。	
4-4	(別添5)の生産の一国集中度の記入に当たり、生産拠点の集中度について、国又は業界単位で集中度が高いことと、事業者単位で調達集中度が高いことのどちらの指標が重要でしょうか。	基本的には国または業界単位に統計指標上で集中度が高いことを示してください。これが難しい場合は、個社単位での集中度を示してください。両方の観点で集中度が高い場合は、両方とも示してください。定性的な説明は、これらを補う形で記載ください(1、2の指標での記載がない場合は3の定性説明は必須です)。	
4-5	「製品・部素材を極力使用しない技術」について、技術的には実現しているが、顧客での利用実績がない場合は補助要件に該当しますか。	顧客の利用実績有無ではなく、技術的な証明がなされるかどうかで判断がなされず、顧客による証明が難しいようであれば、有識者から推薦書等を取付し(別添6)に添付してください。	
4-6	(別添7)整備する施設・装置の柔軟性については記入が必須でしょうか。	本項目の記入は必須ではありませんが、該当する内容について可能な範囲で記入してください。記入されない場合は加点が得られませんのでご了承ください。	
4-7	(別添8)国内サプライチェーンの分散については記入が必須でしょうか。	本項目の記入は必須ではありませんが、該当する内容について可能な範囲で記入してください。記入されない場合は加点が得られませんのでご了承ください。	
4-8	(別添8)国内サプライチェーンの分散のうち特化係数については申請者が記入する必要がありますか。	事務局のホームページを参照の上、申請者自身で県名等をご記入いただくようお願い致します。	

# サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 公募申請書作成の際のQ&A

令和2年6月29日公表

No.	質問	回答	備考
4-9	(別添13)投資誘発効果については記入が必須でしょうか。	本項目の記入は必須ではありませんが、自社の活動や取引に関する内容となりますので極力記入してください。記入されない場合は加点が得られませんのでご了承ください。	
<b>【補助対象事業Bでの応募について】</b>			
5-1	物流施設の場合、「一時的な需要増によって需給がひっ迫するおそれのある製品・部素材のうち、国民が健康な生活を営む上で重要なもの」の取り扱いがあることが条件ですが、どのような形で取り扱いがあれば補助要件に該当しますか。	継続的に取扱いがあることが重要で、四半期に一度確認させていただきます。	
5-2	物流施設の場合、四半期に一度、納入実績等により、継続的に取扱いがあることを確認することになっていますが、どのような内容で報告すればよいでしょうか。	納入実績(納入量)などを報告することを想定しています。また、(別添12)で平時・有事における取扱い計画として記載頂いた事項(計画値等)の実績を報告いただく方法でも構いません。具体的な報告内容については、採択時に改めて説明させていただきます。	
5-3	物流施設の場合の「自ら使用する施設であること」とはどのような条件でしょうか。	補助事業者もしくは共同申請者が使用する施設であり、第三者に賃貸等を行って使用する場合は補助要件に合致しくなりません。なお、倉庫業の場合などは寄託契約等を行い倉庫の管理を自ら行うことは、自ら使用の条件に該当します。	
5-4	(別添9)「需要ひっ迫性」について①の増産要請文等の第三者の証明書は、どのようなものになりますか。	国や自治体については新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策などで具体的に増産を要請している文書を始め、企業や業界団体宛の増産要請書などが該当します。 以下のようなものを想定しています。 ①医療物資・機器の緊急増産に係る製造支援・協力について(経済産業省) <a href="http://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0410a_betten.pdf">http://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0410a_betten.pdf</a> ②新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う消毒薬等の安定供給について(厚生労働省) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000596303.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000596303.pdf</a>	
5-5	(別添9)「需要ひっ迫性」について②の統計、顧客や有識者からの推薦書等の第三者による証明書は、どのようなものになりますか。	統計は政府や業界団体等の統計で定量的に需要ひっ迫の状況が分かる資料が該当します。統計の場合はひっ迫状況について説明を追加ください。顧客や有識者からの推薦書としては、第三者の立場で需要がひっ迫していることについて、説明している資料を想定します。推薦書については様式は任意となります。論文等の形で公表されている資料等でも構いません。	
5-6	(別添10)「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」について①の増産要請文等の第三者の証明書は、どのようなものになりますか。	国や自治体については新型コロナウイルス感染症に対する緊急対応策などで具体的に増産を要請している文書を始め、企業や業界団体宛の増産要請書などが該当します。 以下のようなものを想定しています。 ①医療物資・機器の緊急増産に係る製造支援・協力について(経済産業省) <a href="http://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0410a_betten.pdf">http://www.keidanren.or.jp/announce/2020/0410a_betten.pdf</a> ②新型コロナウイルスに関連した感染症発生に伴う消毒薬等の安定供給について(厚生労働省) <a href="https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000596303.pdf">https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/000596303.pdf</a>	
5-7	(別添10)「国民が健康な生活を営む上で重要なもの」について②政府決定文書は、どのようなものになりますか。	以下のようなものを想定しています。 ①新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 ②防災基本計画 ③新型インフルエンザ等対策政府行動計画	
5-8	(別添9)(別添10)有識者等の第三者については何か条件があるのか。	特に大学の教授である等の役職や資格での限定はありません。ただし、補助事業者と直接的な利害関係者でないことが望ましいこととなります。なお、推薦ができるだけの専門性や業界の知識を有していることがわかることが必要です。有識者の略歴等も添付頂いても構いません(必須ではありません)。	
5-9	物流施設の場合、(別添11)設備投資計画については記入が必須でしょうか。	補助対象要件となっておりますので記入をお願いします。	
5-10	物流施設の場合、(別添12)平時・有事における取扱い計画については記入が必須でしょうか。	補助対象要件となっておりますので記入をお願いします。	
<b>【補助対象事業Cでの応募について】</b>			
6-1	グループに参加できる企業はどのような条件になりますか。	2者以上の中小企業等から構成される集団となります。大企業(みなし大企業含む)が構成員に含まれることは構いませんが、大企業は補助金の支給対象先とはなりません。	
6-2	グループを構成する事業者は同業(特定の業種等)でなければなりませんか。	グループ化のメリットが示せるのであれば、異なる業種の事業者がグループを構成しても構いません。	
6-3	資本関係のある会社(グループ会社)がグループ化することは可能ですか。	資本関係については、出資状況等によるため一概には言えないが、少なくとも親子関係の会社同士のみによるグループ化は認められません。	
6-4	同一オーナー会社がグループ化することは可能ですか。	同一オーナー会社同士のみによるグループ化は認められません。	
6-5	応募後にグループのメンバーを変更することはできますか。	グループ化メリットに影響がない範囲でのメンバーの変更は認められる場合があります。ただし、事前に事務局の承認を得ることが必要となります。	
6-6	(別添3)グループ化の効果については、別途資料添付して説明することも可能ですか。	可能です。	
6-7	(別添3)グループ化の効果については、各メンバーごとに記載する必要はありますか。	各メンバーごとにグループ化の効果を記載する必要はありません。あくまでもグループ全体として補助事業を行った際に発生する効果について記載ください。	

# サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金 公募申請書作成の際のQ&A

令和2年6月29日公表

No.	質問	回答	備考
<b>【補助対象について】</b>			
7-1	補助率については上限の補助率が記載され「以内」となっています。この「以内」とはどういう意味でしょうか。	補助率は、外部有識者で構成される第三者委員会による総合的な審査により決定されます。	
7-2	補助対象経費の区分として(1)建物取得費、(2)設備費、(3)システム購入費の3つの区分があるが、これは3区分全ての補助を受けないといけないのか。	3つの経費区分全てを満たさなくても問題ありませんが、工場にあっては、設備費は補助対象経費を計上する必要があります。また、物流施設にあっては、どれか一つの費目で補助対象経費が計上されていれば構いません。	
7-3	建物取得費にはどのようなものが含まれるのか。	本補助事業を運営する上で必要な施設の新規建築、増改築、および中古建物の取得に要する費用などが含まれます。建物工事後に行う外構工事費は建物取得費に含めます。なお、外構工事については、事業を運営する上で必要なもののみ補助対象と認められ、例えば緑地化に伴う植栽(芝生、生垣、樹木等)の費用等は補助対象外です。既存建物の撤去・解体に係る費用は補助対象外です。	
7-4	設備費にはどのようなものが含まれるのか。	本補助事業を運営する上で必要な設備機械装置の新規購入、据付けに要する費用等が含まれます。パソコン、プリンタ、ソフトウェア、電話器、事務用の什器(机・書棚等)など、汎用性があり目的外使用になり得るものの購入費は、補助対象外となります。	
7-5	設備の設計や調整などにかかる費用は補助対象と認められるか。	設計費用や調整費用については、補助対象となりえます。ただし、補助事業者(共同申請者含む)の人員費は計上できません。	
7-6	建物取得費と設備費はどのような基準で判断すればよいでしょうか。	設備費は設備機械装置の購入、据付け等に必要な経費であり、建物と切り離すことのできない附帯設備は建物取得費に含まれます。建物附帯設備の例としては、排水処理設備や空調機器(建物附帯型)、電話回線、電気配線等がありますが、補助対象となるかどうかは、交付申請時や確定検査時に事務局が個別具体的に判断することになります。	
7-7	移設費はどのような場合に対象となるか。	既存設備(国内外の他の工場等に既にある設備)の移設費は補助対象になりません。なお、設備を新規購入する場合はその購入費用に一般的に輸送費等が含まれていることから、その費用については補助対象となります。	
7-8	システム購入費は、市販されているシステムもしくはソフトウェアを購入する費用となるか。	システム購入費とは、以下のいずれかをいいます。 ・補助対象施設で使用する設備機械装置の稼働のため直接的に必要となるソフトウェアの購入費 ・物流施設における、自社とサプライチェーン全体のビジネスプロセスの効率化に資するソフトウェアの購入費	
7-9	リース会社を共同申請者とする場合、リース契約としては、どのようなものが認められるのか。	リース契約については、リース会社が設備を購入し、かつ、事業期間内に全額の支払いを終え、所有権もリース会社が持つことが必要です。したがって、所有権移転外リースもしくは残価の無いオペレーティングリースであれば、補助対象となり得ます。	6/29追加
7-10	リースの契約形態として、セール&リースバックは認められるか。	認められません。原則として補助対象となるのは、設備を購入し所有権を有する事業者の費用となります。セール&リースバックでは購入した事業者がリース会社に設備を売却してしまいますので、補助対象の条件を満たしません。	6/29追加
7-11	補助事業者が倒産した場合、リース会社はどのように対応すればよいのか。	財産処分の制限期間中に補助事業者が倒産した場合は、リース会社に補助金を支給していますので、原則として、リース会社が財産処分の手続きを行っていただくこととなります。財産処分の手続きにおいては、原則として減価償却後の金額に補助率を乗じた額を返金いただくこととなります。	6/29追加
<b>【事業の開始について】</b>			
8-1	採択されれば、すぐに補助事業を開始して良いか。	事前着手申請の承認が得られた場合を除いて、採択後に交付申請書を提出いただき交付決定を受けた後でないと補助事業は開始できません。	
8-2	補助対象としない土地の購入や設備等の発注を交付決定前に行っても良いか。	補助対象とならない土地の購入や補助対象としない建物、設備等の発注は、交付決定前に行っても構いません。ただし、補助事業に係る投資計画について、令和2年4月7日より前に対外発表した事業でないことが大前提です、	